

6 「熊本県森林吸収量認定制度」について

「森の国」熊本の森林は、県土の63%を占め、水資源のかん養や災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定など、私たちの生活と深く関わっています。

熊本県では、平成22年4月に、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくカーボン・オフセットへの取組又は補完的手段として、企業等が整備・保全した森林に吸収された二酸化炭素吸収量を認定する「熊本県森林吸収量認証制度」を創設し、平成23年8月30日に制度創設以来初めて、17社・団体に対し二酸化炭素吸収量 246t-CO₂/年を認証しました。

また、平成24年度も14社・団体の活動を認証しました。

これらの企業等では、社員やその家族による地域交流がなされ、社員の福利厚生の一環としても好評でした。また、CSR活動（社会的貢献活動）としてのPRもされています。



認 証 式



認 証 書



植樹活動状況



植樹祭集合写真

【参考】森林吸収量認証要件

- (1) 企業等と森林所有者等との間で、県内に所在する森林に係る整備協定を締結していること。
- (2) 森林の整備（植栽・下刈・間伐等）を行った面積が0.1ヘクタール以上であること。
- (3) 森林整備について企業等が費用を負担するか、自社の社員等で実行すること。
- (4) (1)の協定書に森林経営の継続性を担保する条項が記載されているほか、申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変などが行われる予定がないこと。